



相続税の申告書第6表

未成年者控除額・障害者控除額の計算書

												被相続人		E01							
1 未成年者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がいる場合に記入します。）																					
未成年者の氏名			E02						E03						E04					計	
年齢 （1年未満切捨て）		①	G01				歳	G02				歳	G03				歳				
未成年者控除額(円)		②	10万円×(18歳－			G04		歳)	10万円×(18歳－			G05		歳)	10万円×(18歳－					G06	
			=	G07	0,000			=	G08	0,000			=	G09	0,000			G10	0,000		
未成年者の第1表の （⑨＋⑪－⑫－⑬）又は （⑩＋⑪－⑫－⑬）の 相続税額(円)		③	G11				G12				G13				G14						
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその未成年者の「未成年者控除額①」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。																					
控除しきれない金額 (円)（②－③）		④	G15				G16				G17				計 ⑤	G18					
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。																					
扶養義務者の氏名			E05						E06						E07					計	
扶養義務者の第1表の （⑨＋⑪－⑫－⑬）又は （⑩＋⑪－⑫－⑬）の 相続税額(円)		⑤	G19				G20				G21				G22						
未成年者控除額(円)		⑥	G23				G24				G25				G26						
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「未成年者控除額①」欄に転記します。																					

2 障害者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がある場合に記入します。）																					
			一般障害者								特別障害者						計				
			障害者の氏名		E08						E09								E10		
年齢 （1年未満切捨て）		①	G27				歳	G28				歳	G29				歳				
障害者控除額(円)		②	10万円×(85歳－			G30		歳)	10万円×(85歳－			G31		歳)	20万円×(85歳－					G32	
			=	G33	0,000			=	G34	0,000			=	G35	0,000			G36	0,000		
障害者の第1表の（⑨＋⑪－⑫－⑬）－第8の8表1の①又は第1表の（⑩＋⑪－⑫－⑬）－第8の8表1の①の相続税額(円)		③	G37				G38				G39				G40						
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその障害者の「障害者控除額②」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。																					
控除しきれない金額 (円)（②－③）		④	G41				G42				G43				計 ⑤	G44					
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。																					
扶養義務者の氏名			E11						E12						E13					計	
扶養義務者の第1表の （⑨＋⑪－⑫－⑬）－第8の8表1の①又は第1表の（⑩＋⑪－⑫－⑬）－第8の8表1の①の相続税額(円)		⑤	G45				G46				G47				G48						
障害者控除額(円)		⑥	G49				G50				G51				G52						
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「障害者控除額②」欄に転記します。																					